

## 【インドネシア法】

# インドネシアにおける PKPU (支払猶予手続) 及び破産制度



大江橋法律事務所 弁護士  
／ニューヨーク州弁護士  
逢見 昂平

### ▶ PROFILE

kohei.omi@ohebash.com



Maramis Purba  
Santi Singara法律事務所  
／パートナー弁護士  
Julius Singara



Maramis Purba  
Santi Singara法律事務所  
／アソシエイト弁護士  
Amanda Christie

## 第1 はじめに:

### なぜPKPU(支払猶予手続)と 破産制度が日本企業にとって 重要なのか

日本企業にとって、インドネシアにおける取引先の窮境が、当該日本企業の業務上の混乱をもたらす事態にまで波及することは珍しくありません。例えば、取引先が支払を遅延したり、出資する合弁企業が資金の温存を始めたたり、プロジェクトオーナーが契約の再交渉を求めたり、あるいは取引先が突然、裁判所の監督下にある手続の対象となったりするケースです。そのようなケースにおいて、債権者としては、契約上正当な債権を有していることにとどまらず、当該債権を、インドネシア倒産法の迅速な手続の中で保全し、届出し、そして決議に参加できるかが重要となります。

インドネシアの主要な事業再生メカニズムは、債務の支払猶予であり、一般にPKPU (Penundaan Kewajiban Pembayaran Utang) と呼ばれています。実務上、PKPUは、債務者とその債権者が弁済計画案を交渉した上で、正式に承認するための一定期間の確保を目的とした、一時的な支払猶予措置として機能します。これに対応する法的手続は破産であり、こちらは債務者の財産の集団的管理及び換価を目的としています。これら2つの手続は法的には別個のものですが、実質的には相互に依存しています。すなわち、PKPUが失敗すれば、急速に破産へと移行する可能性があり、また、破産という現実的な脅威が、PKPUでの交渉における駆け引きに

影響を与えることとなります。

インドネシアの倒産法制度は、日本の商社、製造業者、金融機関、EPC請負業者、リース会社及び戦略的投資家等を含む多くの越境債権者が予想するよりも迅速な対応を求めています。具体的には、社内承認、必要書類の整備、翻訳、現地代理人選定及び回収戦略等を、迅速に手配し整える必要があります。仮にPKPU通知を単なる遠隔地における紛争と位置付けて取り扱う債権者は、手続上の不利益を被るリスクがあります。他方、検証済みの債権、議決権の行使方針及び商業的な代替案を備え、迅速かつ戦略的に関与する債権者は、自らの交渉力を守り、実質的に有利な結果をもたらすポジションを確保することができます。

## 第2 法的枠組み:

### インドネシアの倒産法制度

インドネシアの倒産法制度は、破産及び債務の支払猶予に関する2004年法律37号(以下「倒産法」といいます)に根拠を有しており、集団的清算を目的とする破産と、裁判所の監督下での弁済計画案の策定を通じて債務整理の可否を検証することを目的とするPKPUという、2つの正式な手続を定めています。いずれの手続も、商事裁判所 (Pengadilan Niaga) の専属管轄に属します。この点は、日本の債権者にとっても重要な意味を有します。すなわち、供給契約、貸付契約、保証契約、あるいはEPC契約に仲裁条項が含まれているという理由だけで、倒産手続の管轄権が仲裁に移行すること

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましても、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみならず、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

はありません。また、この手続は通常の民事訴訟とは異なる独自のスケジュールと証拠規則を有している点にも注意が必要です。

倒産手続の開始要件は意図的に低く設定されています。債務者に少なくとも2人の債権者がおり、かつ弁済期が到来した1つ以上の債務の支払を怠った場合には、破産宣告がなされる可能性があります。また、債務者が弁済期が到来した債務について期限どおりに支払を継続できない、あるいは継続できないと見込まれる場合には、PKPUの申立てが可能で、加えて、裁判所は、簡易な証拠基準を適用します。すなわち、裁判所は基礎となる商事紛争の全容を審理することなく、関連する債権者及び弁済期にある債務の存在が明らかであるかを中心に審理を行います。このような審理における迅速性は、債務不履行が明白な場合には有用ですが、責任の有無、債務額、相殺、仕事の完成又は履行上の欠陥が争点となっている場合には、手続の進行を妨げる可能性があります。

加えて、債権者の地位も重要となります。インドネシアの倒産法実務では、物的担保を保有する別除権者、法定優先権を有する優先債権者、及び、担保や優先権を持たない一般債権者を区別するのが一般的です。この分類は、債権の確認、決議への影響力、そして最終的な配当に影響を及ぼすため、PKPUに関与する日本企業は、自らの立場を早期に特定する必要があります。売掛債権、親会社保証債権、履行保証債務、株主貸付又は担保付融資は、それぞれ異なる手続上の結果をもたらす可能性があるからです。

PKPUは、債務者又は債権者の申立てによって開始される可能性があります。債務者が申し立てた場合、裁判所は申立受理の3日以内に暫定的支払猶予決定をしなければなりません。債権者が申し立てた場合、決定期間は申立受理から20日間以内となります。このような短い手続期間こそが、外国の債権者がインドネシアのPKPU通知を、単なる日常的な商取引の文書ではなく、緊急の手続上の事象として扱うべき理由

を説明しています。この段階では、形式的な期日を把握することが債権の実質そのものと同じくらい重要となります。

### 第3 実務におけるPKPU： 支払猶予、管理及び決議

PKPUは、裁判所の監督下における迅速な集団交渉のための機会として理解することができます。PKPUの申立てが認められると、裁判所は暫定的支払猶予決定を行うとともに、監督裁判官を任命し、1名以上の管財人(pengurus)を任命します。暫定的支払猶予決定から第1回の債権者集会までの期間は45日間です。債権者集会による承認により、正式な支払猶予へと移行する可能性があります。手続全体は暫定的支払猶予決定から270日間という期間の上限が設けられています。この法定の上限は単なる目安ではなく、当該期間内に、債権の検証、弁済計画案の交渉、決議及び裁判所の認可が行われなければならないという枠組みを設定しています。

上記の支払猶予により、債権者の状況は直ちに変容します。債権者は、基本的に支払猶予期間中、債務者に対して支払を求めたり、債務者の資産に対して強制執行を行ったりすることはできません。別除権者も、手続が継続している間は担保権を実行することができません。債務者は、破産の場合のようにその地位を失うわけではありませんが、その自由は実質的に制限されます。資産の管理や処分は、管財人と共同で行うか、あるいは管財人の承認を得て行う必要があります。その管理の範囲外で行われた取引は、債務者の財産又は債権者に不利益をもたらす場合、異議を申し立てられる可能性があります。

監督裁判官は、この手続の形式上の監督者です。しかし実際には、日々の手続上の権限の多くは管財人に委譲されています。管財人は、債権者集会の開催、債権の受付・審査、異議

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の記録、債権者名簿の作成を行い、債務者と債権者との間の主要な窓口となります。債権の主張のためには、締結済みの契約書、発注書、請求書、納品書、貸借対照表、担保書類、保証書、利息計算書及び手続に出席する者の権限証明等を提出する必要があります。日本法に基づく文書、又は、日本語若しくは英語で作成された文書は、インドネシア語に翻訳した上で提出する必要があります。法的根拠が確かな債権であっても、債権届出が遅れたり、届出内容に矛盾があったり、出席者の十分な権限が示されていない場合には、当該債権の実質的影響力が低下する可能性があります。

債権者集会における決議も支払猶予において極めて重要な手続です。倒産法281条1項に基づき、弁済計画案の承認には、以下の2つの要件がいずれも満たされる必要があります。

- 一般債権者：出席債権者の過半数の賛成があり、かつ、出席債権者の債権総額の3分の2以上を占める債権者の賛成があること
- 担保債権者：出席債権者の過半数の賛成があり、かつ、出席債権者の債権総額の3分の2以上を占める債権者の賛成があること

ここで、関連当事者の債権や争いのある債権の取扱いが重要になります。債権が安易に認められすぎると、議決権が希薄化するおそれがあります。また、正当な外国債権が争われたり遅延したりすると、当該債権者の実質的影響力が低下する可能性もあります。したがって、日本の債権者は、暫定的な債権者名簿を注視し、疑義がある債権に対しては速やかに異議を申し立て、同様の立場にある他の債権者と投票戦略を調整すべきといえます。PKPUにおいて自己に有利な結果をもたらすためには、法的権利を有しているのみならず、検証された証拠、手続への参加、そして投票における算術的支配等の戦略が必要になるといえます。

暫定支払猶予期間は、特に外資グループにとって極めてタイトなスケジュールでの対応を求められることとなり得ます。日本本社は、債権の減額を受け入れたり、将来の供給に合意したりする前に、例えば、取締役会による承認、財務部門や保険部門による確認、及び事業部門からの指示を必要とする場合があります。こうした社内手続は、インドネシアにおけるPKPUのスケジュールと整合するように調整する必要があります。債権者としては、可能な限り、誰が会議に出席するか、どの程度の範囲が応諾可能であるか、供給の継続が現金決済を条件とするか、そして(最大270日間を要する)正式な支払猶予への移行を支持するかどうかを、事前に決定しておくべきです。この内部指針の策定に遅れが生じると、債権者は、弁済計画案の承認においてイニシアティブを失うこととなりかねません。

## 第4 弁済計画案： 法的枠組内における交渉

弁済計画案は、PKPUにおける中心的な交渉事項となります。倒産法は手続の枠組みを規定していますが、特定の再生モデルの選択を義務付けるものではありません。弁済計画案には、返済期限の延長、債務の一部免除、分割払い、デット・エクイティ・スワップ、資産売却、新たな担保設定、契約条件の見直し、株主によるコミットメント、あるいはこれらを組み合わせた措置等が盛り込まれる可能性があります。実務上、弁済計画案は、債権者の承認と裁判所の認可を得るために提出され、交渉を経てその内容が確定されます。

日本の債権者は、弁済計画案を以下の3つの観点から精査すべきです。第一に、経済的な実態という観点です。予測キャッシュフロー、返済原資、及び資産処分益の前提となる事実は、実現可能性があり、かつ、検証済みでしょうか。将来

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスを想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

の回収に関する曖昧な言及は、当事者に対して拘束力を有しないおそれがあります。第二に、開示の適切性です。弁済計画案は、別除権者及び優先債権者の請求、関連当事者取引、偶発債務、係争中の訴訟や仲裁を含め、債務者の債務全体を網羅していますか。重要な債権者グループを隠蔽した弁済計画案は、適正な評価を困難とし、承認を得るために作出されたものの可能性があります。第三に、継続的義務です。履行を継続しながら支払延期を受け入れるよう求められているサプライヤーや請負業者においては、計画において、信用条件、代金引換の仕組み、履行保証、親会社の保証、及び契約解除事由について明示的に言及しなければなりません。これらの重要事項は、黙示的解釈に委ねるべきではありません。

倒産法281条1項に基づき承認され、商事裁判所によって認可された弁済計画案は、その適用のある全ての債権者を拘束します。したがって、異議申立ては実質的かつ適時に行われる必要があります。すなわち、具体的な不備(不適切な認定、非現実的な前提、不十分な開示、不公平な取扱い等)については、債権者集会における決議後ではなく、決議前に指摘しなければなりません。インドネシアのPKPUにおいて、債権者が持つ交渉力は、通常、弁済計画案が確定する前に最も強く行使し得るといえます。

## 第5 破産： PKPUが奏功しなかった場合 の結果

PKPUにおいて弁済計画案が成立しなかった場合(債権者集会による否決、裁判所による不認可、又は270日間の期限の満了のいずれかによるかを問いません)、管財人は裁判所に通知しなければならず、裁判所は遅くとも翌日まで(倒産法230条1項)に破産宣告をしなければなりません。

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。

破産宣告がなされると、債務者の資産は破産財団を構成し、裁判所が選任した破産管財人(kurator)がこれを管理します。PKPUにおける管財人(pengurus)と破産管財人(kurator)には本質的な違いがあります。すなわち、PKPUにおける管財人は債務者と共同で資産の管理を行うのに対し、破産管財人は財団に対する単独の管理権限を有し、債務者の管理機能は失われます。その後、債権の回収は、債権の確認、資産の換価、及び法定の配当に依存することになります。

別除権者は、自動的に保護されるわけではないことに留意が必要です。倒産法59条1項に基づき、まだ担保権の実行を行っていない別除権者は、倒産法178条1項に基づく破産状態の開始から2ヶ月以内に実行しなければなりません。その期間を過ぎると、管財人は倒産法185条に基づき担保の引渡しを求め、売却を行うことができますが、その売却代金に対する別除権者の優先権は消滅しません。担保が特殊な設備、プロジェクト債権、又は土地に紐づく資産である場合、換価にかかる期間は、担保契約書に示されている期間を大幅に上回る可能性があります。一般債権者に関しては、配当の優先順位に従うことになります。すなわち、破産財団の費用、優先債権及び別除権が価値を吸収した後でなければ、一般債権者への配当は行われません。

破産は、信頼できる弁済計画が存在しない場合、債務者に対する弁済へのプレッシャーとして機能する可能性があります。しかし、破産は、契約解除権の行使を早め、クロスデフォルトを引き起こし、ライセンスを損なう等継続企業価値を毀損する可能性があります。破産手続を選択するかは、回収見込み、担保の有無、及び具体的な証拠に基づいて総合的に判断されるべきです。PKPUは、正式な破産宣告とそれに続く長期にわたる資産の現金化よりも、より良い経済的成果をもたらす可能性があります。

## 第6 日本企業のための実践的措置

インドネシアの倒産手続に効果的に関与するためには、以下の4つの点に留意することが重要です。

- 債権の整理:倒産手続の申立てを行う前に、全ての請求書、契約書、担保書類、保証書、利息計算書及びその他文書をまとめてください。金額については事前に照合を行ってください。不一致があれば、債権の認証や議決権の行使資格に異議を申し立てられる原因となります。
- インドネシアにおける手続の整備:手続開始前に、委任状、取締役会議事録、公証翻訳及びアポストリーユ等を準備しておく必要があります。日本とインドネシアはともにハーグ条約の締約国ですので、アポストリーユの取得による簡素な手続によって日本の公文書の利用が可能となりますが、正確なインドネシア語翻訳の作成等の現地で必要とされる手続は別途遵守する必要があります。
- ステークホルダー間の調整:本社、子会社、保険会社、銀行及び取引先がそれぞれ同一の債務者に対して異なる債権を有する場合、内部対応が分断されると、議決権行使戦略が弱まり、実質的な影響力が希薄化します。債権、担保及び継続的な履行義務を網羅した統一的な立場の設定が不可欠です。
- 立場の明確化:手続開始前に交渉上のポジションを明確化します。具体的には、どのような取扱いが応諾可能か、弁済計画案を評価するためにどのような情報が必要か、どのような履行条項が不可欠か、そしてどのような債務不履行事由が発生した場合に執行権が復活すべきか等といった点についてあらかじめ立場を決めておく必要が

あります。投票の算定や検証済みの証拠は、基礎となる契約の法的抽象的な強固さよりも、債権者の交渉上の優位性の向上に寄与するといえます。

## 第7 結論

日本企業にとって、インドネシアの倒産手続の最大の特徴は圧縮されたスケジュールです。PKPUは企業価値を維持するための貴重な機会となり得ますが、その運営は法定のスケジュールに基づいており、当該スケジュールに間に合うように社内での意思決定を行う必要があります。破産手続は債務者に弁済への圧力をかける手段となり得ますが、同時に、回収の対象となる資産を毀損する可能性もあります。インドネシアの倒産手続の枠組みは、日本の民事再生や会社更生等の手続ともまた異なった独自の手続であり、交渉、手続の遵守、そして債権者による投票の算定が実効的な手段となる点がポイントです。債権者は、倒産手続において実質的に有利な立場を確保するためには、債権の検証、権限の確立、そして目標の明確な設定といった準備を万全に整えて臨むことが必要です。

以上

本ニュースレターの発行元は弁護士法人大江橋法律事務所です。弁護士法人大江橋法律事務所は、1981年に設立された日本の総合法律事務所です。東京、大阪、名古屋及び上海にオフィスを構え、ジャカルタではデスクを開設しており、主に企業法務を中心とした法的サービスを提供しております。本ニュースレターの内容は、一般的な情報提供に止まるものであり、個別具体的なケースに関する法的アドバイスは想定したものではありません。本ニュースレターの内容につきましては、一切の責任を負わないものとさせていただきます。法律・裁判例に関する情報及びその対応等については本ニュースレターのみには依拠されるべきでなく、必要に応じて別途弁護士のアドバイスをお受け頂ければと存じます。